

申請により 私立中学校の 授業料の負担が 軽減されます!



所得にかかわらず**年額10万円**を受給できます

申請できる方

生徒と保護者が東京都内に住所を有していること



都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者の方

【留意事項】

- ①助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した授業料額が上限となります。
- ②学校の制度などにより授業料が全額免除されているなど、実際に授業料の負担がない場合は本制度の助成の対象とはなりません。

助成を受けるためには
毎年度必ず申請が必要です



東京都私立中学校等授業料軽減助成金

対象者

都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者であり、下記の(1)と(2)の両方に該当する方です。

なお、対象者の要件等詳細は申請手続きの具体的なお知らせの際にご案内します。

(1) 令和7年5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者(申請者)が東京都内に住所を有していること

※例外が認められる場合(進学のために生徒が都内から都外へ移り住んだ場合など)があります。詳しくは申請手続きのお知らせの際にご案内します。

(2) 申請時に下記のいずれかの学校に在学する生徒の保護者であること

- ① 私立中学校
- ② 私立特別支援学校(中学部)
- ③ 私立義務教育学校(後期課程)
- ④ 私立中等教育学校(前期課程)

所得要件

所得制限はありません。

私立高校に進学した場合も

- 高等学校等就学支援金(国の制度)
- 高等学校等授業料軽減助成金(都の制度)

により所得にかかわらず授業料負担が軽減されます。

※それぞれ申請が必要です。

制度の詳細は東京都私学財団HPにてご確認ください

東京都私学財団

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>



手続きの流れ(予定)

助成金の申請から受け取り(口座振込)まで具体的な申請方法等は在学学校を通じてお知らせします。また東京都私学財団ホームページでもご案内いたします。(令和7年8月下旬予定)

9月頃

申請 (申請者 → 私学財団)

スマートフォン・PC等によりオンライン申請いただきます。

10月
11月頃

審査 (私学財団 → 学校)

私学財団から学校宛に生徒の在籍状況や授業料額等を確認します。

12月
末頃

助成金の振込 (私学財団 → 申請者)

申請内容に不備がある場合などは振込の時期が変更となります。



東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A